

議案第 1 2 7 号

前橋市営駐車場条例の改正について

令和 8 年 9 月 1 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市営駐車場条例の一部を改正する条例

前橋市営駐車場条例（平成 5 年前橋市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号の表新前橋駅東口駐車場の項を削る。

別表群馬総社駅前駐車場、前橋大島駅南口駐車場及び駒形駅南口第一駐車場の項中「群馬総社駅前駐車場については、」を削り、同表新前橋駅東口駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表群馬総社駅前駐車場、前橋大島駅南口駐車場及び駒形駅南口第一駐車場の項の改正規定は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。